

## 鹿 児 島 県 公 報

平成28年 5 月 27 日（金）第3215号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

○保安林の指定	（森づくり推進課取扱い）	1
○救急病院等の認定（2件）	（地域医療整備課取扱い）	2
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（3件）	（社会福祉課取扱い）	2
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の休止	（社会福祉課取扱い）	3
○生活保護法等に基づく医療機関等の指定（4件）	（社会福祉課取扱い）	3
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出	（社会福祉課取扱い）	5
○基本測量の実施	（監理課取扱い）	5
○基本測量の終了	（監理課取扱い）	6
○道路の位置指定	（南薩地域振興局取扱い）	6

## 公 告

○大規模小売店舗の新設に関する公告	（商工政策課取扱い）	6
○平成28年度家畜商講習会開催公告	（畜産課取扱い）	7
○落札者等の公告	（管財課取扱い）	8

## 人 事 委 員 会 規 則

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※）	（職員課取扱い）	9
------------------------------	----------	---

## 告 示

## 鹿児島県告示第551号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成28年 5 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 保安林の所在場所  
日置市吹上町中之里字上窪田1531番1， 1532番， 1535番1
- 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐は，択伐による。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第552号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成28年 5 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
今林整形外科病院	指宿市十町352番地 2

## 2 認定の有効期限

平成31年 5 月 23 日

## 鹿児島県告示第553号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成28年 5 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
加治木整形外科病院	始良市加治木町港町147番地 2

## 2 認定の有効期限

平成31年 5 月 11 日

## 鹿児島県告示第554号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年 5 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
とくしげ耳鼻咽喉科	霧島市国分中央一丁目26番19号	平成28年 3 月 31 日
ふぁみりー歯科	枕崎市港町 9 番地	平成28年 3 月 31 日
こはる歯科	始良市東餅田396番地 1	平成28年 3 月 31 日

## 鹿児島県告示第555号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年 5 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 者		事 業 所		廃止年月日	サービ スの種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
田中盾三	始良市東餅田396番地 1	こはる歯科	始良市東餅田396番地 1	平成28年 3 月 31 日	居宅療養 管理指 導、介護 予防居宅 療養管理 指導

## 鹿児島県告示第556号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年 5 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日	施術の種類
岩永健嗣	いきいき長寿庵 日置市伊集院町大田799番地	平成28年 4 月 1 日	柔道整復

## 鹿児島県告示第557号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止の届出があった。

平成28年 5 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	休止年月日
まさや眼科	奄美市名瀬朝日町14番地10	平成28年 3 月 31 日

## 鹿児島県告示第558号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成28年 5 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
あまぎユイの里医療センター	大島郡天城町天城439番地 1	平成28年 4 月 1 日
イオン薬局始良店	始良市西餅田264番地 1	平成28年 4 月 1 日
とくしげ耳鼻咽喉科	霧島市国分中央一丁目26番19号	平成28年 4 月 1 日
はやし内科クリニック	霧島市国分湊394番地 2	平成28年 4 月 1 日
ミネサキ調剤薬局寿店	鹿屋市寿五丁目26番 1 号	平成28年 4 月 1 日
ふぁみりー歯科	枕崎市港町 9 番地	平成28年 4 月 1 日
きぼう薬局	霧島市国分湊393番地 1	平成28年 4 月 1 日
とまと薬局国分店	霧島市国分中央三丁目19番15号	平成28年 4 月 1 日
こはる歯科	始良市東餅田396番地 1	平成28年 4 月 1 日

## 鹿児島県告示第559号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

平成28年 5 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 者		事 業 所		指定年月日	サービ スの種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		

医療法人天和会	指宿市東方8714番地 21	指宿脳神経外科	指宿市東方8714番地 21	平成28年 4月1日	訪 問 看 護, 訪 問 リハビリ テーショ ン, 居 宅 療 養 管 理 指 導, 介 護 予 防 訪 問 看 護, 介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テー ショ ン, 介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導
株式会社向日葵	霧島市国分城山町 6 番16号	小規模多機能ホーム はな	霧島市国分城山町 6 番16号	平成28年 3月1日	小規模多 機能型居 宅介護, 介護予防 小規模多 機能型居 宅介護
医療法人杏政会	薩摩川内市横馬場町 8番11号	グループホームつ る	薩摩郡さつま町鶴田 2693番地	平成28年 3月1日	認知症対 応型共同 生活介護, 介護 予防認知 症対応型 共同生活 介護
医療法人みゆき会	日置市日吉町日置 390番地 1	グループホームひ おきの里	日置市日吉町日置 407番地 1	平成28年 4月1日	認知症対 応型共同 生活介護, 介護 予防認知 症対応型 共同生活 介護
株式会社ニック	福岡市博多区山王一 丁目12番19号吉川ビ ル 1 階	ニック調剤薬局は やと店	霧島市隼人町見次 1254番地 1	平成28年 4月1日	居 宅 療 養 管 理 指 導, 介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導

## 鹿児島県告示第560号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のと

おり指定施術機関として指定した。

平成28年 5 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	住 所	指定年月日	施術の種類
上原成子	霧島市国分名波町11番名波ハイタウン23号棟405号	平成28年 4月4日	あん摩マッ サージ指 圧, はり, きゅう
緒方大夢	霧島市国分中央三丁目46番15号203	平成28年 3月15日	はり, きゅ う

#### 鹿児島県告示第561号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

平成28年 5 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
小仲康平	つぼみ整骨院 霧島市国分中央一丁目1番9号	平成28年 3月1日	柔道整復
橋口均	橋口整骨院 霧島市隼人町内山田四丁目22番3号	平成28年 4月1日	柔道整復
橋口守	橋口整骨院 いちき串木野市湊町138番地	平成28年 4月1日	柔道整復
緒方大夢	リハビリテーションひなた 霧島市国分中央三丁目46番15号203	平成28年 3月15日	柔道整復

#### 鹿児島県告示第562号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成28年 5 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
社会医療法人義順顕彰会種子島医療センター 西之表市西之表7463	名称	社会医療法人義順顕彰会田上病院	社会医療法人義順顕彰会種子島医療センター	平成28年 4月1日

#### 鹿児島県告示第563号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 5 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 基本測量（基本重力測量）

- 2 作業の期間 平成28年 7 月 19 日から平成29年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市

### 鹿児島県告示第564号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 2 項の規定により，国土地理院長から平成27年 3 月 17 日鹿児島県告示第226号で告示した基本測量の実施は，平成28年 3 月 31 日終了した旨の通知があった。

平成28年 5 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 南薩地域振興局告示第 2 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により，次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年 5 月 27 日

南薩地域振興局長 森山健二

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成28年 4 月 28 日	枕崎市中町230番地 株式会社モリホーム 代表取締役 森政広	枕崎市中央町614番 2 ,	71.44	4.00
		619番 7 及び614番 2 地先		5.00
		里道の一部		6.00

## 公 告

### 大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので，関係書類を平成28年 5 月 27 日から 4 月間，鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお，法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとするものは，「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては，名称，代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を，平成28年 5 月 27 日から 4 月以内に，鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成28年 5 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス枕崎店  
枕崎市桜木町426番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者  
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田健  
東京都千代田区飯田橋二丁目18番 2 号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司  
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年 1 月 19 日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,911平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
店舗敷地南側 71台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
店舗東側 21台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
荷さばき施設 1 店舗西側 50平方メートル  
荷さばき施設 2 店舗東側 50平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
店舗内東側 20立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ア 開店時刻 午前 9 時
    - イ 閉店時刻 午後 10 時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
3箇所 店舗敷地南側駐車場西側, 北側及び東側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 7 届出年月日  
平成28年 5 月 18 日

平成28年度家畜商講習会開催公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第 4 条の 2 第 1 項の規定により，平成28年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成28年 5 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開催の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第 1 日	平成28年 8 月 2 日 (火) 午前 9 時から午後 5 時まで	鹿児島県市町村自治会館402号会議室 (鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号)
第 2 日	平成28年 8 月 3 日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで	同上

2 講習内容

家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第 1 条の 4 第 1 項各号に掲げる事項のほか，知事が必要と認める事項

3 受講資格

制限はない。

4 講習の特例措置

獣医師法（昭和24年法律第186号）第 3 条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第 1 項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては，家畜商法施行令第 1 条の 4 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。

5 講習手数料

3,300円

6 受講手続

- (1) 提出書類等
  - ア 受講申請書
  - イ 講習手数料（3,300円分の鹿児島県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼り付けて提出すること。）
  - ウ 4に該当する者にあつては、講習時間の特例措置適用申請書及び獣医師免許の写し又は家畜人工授精師免許の写し
- (2) 受講申請書等の提出先  
鹿児島県農政部畜産課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）
- 7 受講申請書の提出期限  
平成28年 6 月 24 日（金）
- 8 受講申請書等の用紙の交付  
受講申請書及び講習時間の特例措置適用申請書の用紙は、鹿児島県農政部畜産課、各地域振興局、各支庁及び各市町村担当課において交付する。  
なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 9 その他  
講習会に関する照会は、鹿児島県農政部畜産課（電話099-286-2111内線3226）、各地域振興局、各支庁又は各市町村担当課に対して行うこと。

## 落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成28年 5 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
複写機用再生紙（A4判） 9式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年 3 月 24 日
- 4 落札者の氏名及び住所並びに落札金額
  - (1) 株式会社円商事  
鹿児島市小山田町7358番地1  
1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,197.72円（鹿児島市地区分）
  - (2) 株式会社文友社  
薩摩川内市大小路町8番15号  
1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,279.8円（日置・串木野地区分）、1,204.2円（薩摩地区分）、1,236.6円（始良・伊佐地区分）
  - (3) 株式会社文泉堂  
南九州市穎娃町牧之内3000番地  
1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,215円（南薩地区分）
  - (4) 有限会社三味堂商事  
志布志市志布志町志布志三丁目8番16号  
1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,198.8円（曾於地区分）、1,198.8円（肝属地区分）
  - (5) 有限会社種子島総合事務機  
西之表市西之表7436番地3  
1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,539円（熊毛地区分）
  - (6) 有限会社鹿児島事務機商会  
鹿児島市甲突町12番18号  
1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,944円（大島地区分）

- 5 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成28年 2 月 9 日

## 人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 5 月 27 日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

### 鹿児島県人事委員会規則第10号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「次長 国民文化祭総括監」を「医療審議監 土木監 次長」に、「農業土木技監 土木監」を「農業土木技監」に、「政策調整監」を「政策調整監 法制・審査監」に、「資源管理監 農政部参事（農政行政担当）」を「資源管理監」に、「課長補佐（総務担当，人事課の人事制度担当及び学事法制課の法制・訟務担当）」を「課長補佐（総務担当）」に、「総務係長 総務経理係長 情報総務係長」を「主管課の総務係長 総務経理係長」に、「主管課の総務係，総務経理係又は情報総務係」を「主管課の総務係又は総務経理係」に、「制海の船長」を「制海及びおおすみの船長」に、「総務経理主幹 管財課の人事担当の主幹」を「総務経理主幹」に、「福利厚生監」を「室長 福利厚生監」に、「課長補佐（総務担当及び総務福利課の福利厚生担当に限る。）」を「課長補佐（総務担当及び総務福利課の福利厚生担当に限る。）室長補佐」に、「おおすみ及びくろしおの船長」を「くろしおの船長」に改める。